一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈美川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

防府市大字奈美字大井谷二四四番内四等三角点大井谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱七号から十四号までを順次結んだ線及び標柱七号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第三百四十四号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一九一度三三分二六秒　六六九・三〇四メートルの地点　標柱一号

六六九・三〇四メートルの地点から二九一度一一分一五秒　三六二・四三〇メートルの地点　標柱二号

三六二・四三〇メートルの地点から一四度〇分四六秒　六六六・八九七メートルの地点　標柱三号

六六六・八九七メートルの地点から一一度九分二六秒　三一七・二七〇メートルの地点　標柱四号

三一七・二七〇メートルの地点から二〇三度三四分二〇秒　一五五・三〇三メートルの地点　標柱五号

一五五・三〇三メートルの地点から一一四度四一分四秒　三四九・六〇七メートルの地点　標柱六号

三四九・六〇七メートルの地点から一四八度二分一三秒　七〇二・三八九メートルの地点　標柱七号

七〇二・三八九メートルの地点から二八六度三一分四一秒　六五・六七六メートルの地点　標柱八号

六五・六七六メートルの地点から三二八度四四分二六秒　六四・七〇〇メートルの地点　標柱九号

六四・七〇〇メートルの地点から三八度四六分一四秒　二三・六六八メートルの地点　標柱十号

二三・六六八メートルの地点から一四六度一一分三三秒　四七・五三九メートルの地点　標柱十一号

四七・五三九メートルの地点から一二三度四分二四秒　三二・八〇一メートルの地点　標柱十二号

三二・八〇一メートルの地点から六七度五分三秒　七・〇八二メートルの地点　標柱十三号

七・〇八二メートルの地点から一二〇度一一分〇秒　三六・六八一メートルの地点　標柱十四号

○国土交通省告示第千四百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　奈美川

防府市大字奈美字大井谷二四四番内四等三角点大井谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱七号から十四号までを順次結んだ線及び標柱七号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九一度三三分二六秒　六六九・三〇四メートルの地点　標柱一号

六六九・三〇四メートルの地点から二九一度一一分一五秒　三六二・四三〇メートルの地点　標柱二号

三六二・四三〇メートルの地点から一四度〇分四六秒　六六六・八九七メートルの地点　標柱三号

六六六・八九七メートルの地点から一一度九分二六秒　三一七・二七〇メートルの地点　標柱四号

三一七・二七〇メートルの地点から二〇三度三四分二〇秒　一五五・三〇三メートルの地点　標柱五号

一五五・三〇三メートルの地点から一一四度四一分四秒　三四九・六〇七メートルの地点　標柱六号

三四九・六〇七メートルの地点から一四八度二分一三秒　七〇二・三八九メートルの地点　標柱七号

七〇二・三八九メートルの地点から二八六度三一分四一秒　六五・六七六メートルの地点　標柱八号

六五・六七六メートルの地点から三二八度四四分二六秒　六四・七〇〇メートルの地点　標柱九号

六四・七〇〇メートルの地点から三八度四六分一四秒　二三・六六八メートルの地点　標柱十号

二三・六六八メートルの地点から一四六度一一分三三秒　四七・五三九メートルの地点　標柱十一号

四七・五三九メートルの地点から一二三度四分二四秒　三二・八〇一メートルの地点　標柱十二号

三二・八〇一メートルの地点から六七度五分三秒　七・〇八二メートルの地点　標柱十三号

七・〇八二メートルの地点から一二〇度一一分〇秒　三六・六八一メートルの地点　標柱十四号

○海上保安庁告示第二百五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　尾岱沼港南防波堤灯台

位置　所在地　北海道野付郡別海町（尾岱沼港南防波堤外端）

北緯　四三―三四―〇六

東経　一四五―一三―三二

変更した事項　光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

変更年月日　平成二十二年十月二十日

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第二号灯浮標

位置　所在地　住吉灯台（熊本県宇土市）の北西方約一四キロメートル

北緯　三二―四七―二五

東経　一三〇―二八―三四

変更した事項　光度　実効光度一七カンデラ

変更年月日　平成二十二年十月二十日

記事　一時撤去中のところ光度変更のうえ復旧

名称　熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標

位置　所在地　三角灯台（熊本県上天草市）の北東方約六・六キロメートル

北緯　三二―四〇―二七

東経　一三〇―二九―〇八

変更した事項　光度　実効光度一七カンデラ

変更年月日　平成二十二年十月二十日

記事　一時撤去中のところ光度変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第二百五十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　上段灯台

位置　所在地　宮城県気仙沼市（上段）

北緯　三八―五二―四八

東経　一四一―三六―一七

変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・八メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル

変更年月日　平成二十二年十月二十一日

名称　和歌山青岸北防波堤灯台

位置　所在地　和歌山県和歌山下津港外港（青岸北防波堤外端）

北緯　三四―一三―〇一

東経　一三五―〇七―四〇

変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

変更年月日　平成二十二年十月二十一日

名称　柴山港灯台

位置　所在地　兵庫県美方郡香美町（大山）

北緯　三五―三九―五七

東経　一三四―三九―四八

変更した事項　灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで九九メートル

変更年月日　平成二十二年十月二十一日

○海上保安庁告示第二百五十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　揖斐川口灯台

位置　所在地　三重県桑名市（揖斐川導流堤外端）

北緯　三四―五九―五八

東経　一三六―四三―一一

変更した事項　塗色及び構造　灰白色　やぐら形

変更年月日　平成二十二年十月二十五日

記事　一時変更

海上保安庁長官　鈴木　久泰